【宇和島市水産業活性化支援事業】
～補助金が交付されるまでの流れ～

（申請前）
事前相談

補助金の交付を受けようという方は、補助内容について確認しますので、担当までお問い合わせ下さい。

申請者 ｜ 宇和島市役所

添付書類
- **事業計画書**
- **収支予算書**
- **見積書写し**
- **経費計算書**
- **登記又は住民票又は団体名簿**

① 補助金の
交付申請書を提出

事前相談後、補助金の交付対象者であることの確認が取れれば、必要な書類を揃えて補助金の「交付申請書」を提出してください。

② 補助金の
交付決定通知書を発行

交付申請書により対象経費を確認し、１週間程度で補助金の「交付決定通知書」を発行します。

③ **事業着手**

補助金の**交付決定後**に、
契約・発注などを経て事業を実施してください。
※領収書の保管、写真の撮影をお願いします。

※ 事業の着手は、補助金の**「交付決定通知書」**を受け取った後に実施してください。
交付決定前に事業に着手すると補助金の対象とできなくなります。

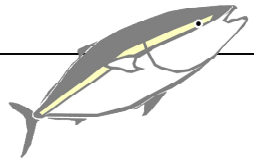

④ **事業完了**

事業を実施し、補助金の対象経費に係る全ての支払い等を完了させてください。

⑤ **実績報告書**の提出

完了した事業の実績について、対象経費の支払いが分かる領収書、写真等を添えて**「実績報告書」を提出**してください。

⑥ 補助金の
確定通知書を発行

実績報告書により事業の内容、対象経費の支払い実績を審査後、**「確定通知書」を発行**します。

⑦ 確定した補助金額で
請求書を提出

補助金額の確定通知書を受け取った後、**「請求書」を提出**してください。

⑧ **補助金交付**

請求書の提出後、１ヶ月程度で補助金が支払われます。